

2014年10月20日
全2頁

バーゼルⅢの初歩 第10回

バーゼルⅢでは、自己資本の水準はどのように引き上げられている？

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第10回は、バーゼルⅢにおける自己資本の水準の引き上げを解説します。

1 バーゼルⅢにおける自己資本の水準

バーゼルⅢでは、自己資本の質の向上に加えて、その水準が従来よりも引き上げられています。

まず、株主資本等から構成される Tier 1 を「普通株式等 Tier 1」と「その他 Tier 1」に区分し、それぞれに最低所要水準を設けています。

そして、新たに「資本保全バッファー」を積み上げることが求められています。これは、資本の社外流出を制限し、内部留保の蓄積を促すべく、バッファーとして最低所要水準に上乗せで備えることが求められる資本区分です。さらに、「カウンターシクリカル資本バッファー」の積み上げが求められる場合があります。これは、好況時に、将来発生しうる巨額損失に備えて、資本保全バッファーの拡張として備えることが求められる（常時ではありません）資本区分です。前者は普通株式等 Tier 1 で、後者は普通株式等 Tier 1 又はその他の完全に損失吸収力のある資本で充当する必要があります。

最低所要水準、資本保全バッファー、カウンターシクリカル資本バッファーを織り込んだ自己資本の水準は、**図表1**のとおりです。

図表1 バーゼルⅢ：自己資本の水準

	総自己資本 (Tier 1 + Tier 2)		
	普通株式等 Tier 1	Tier 1 (普通株式等 Tier 1 + その他 Tier 1)	
最低所要水準	4.5%	6.0%	8.0%
資本保全バッファー	2.5%		
最低所要水準 + 資本保全バッファー	7.0%	8.5%	10.5%
カウンターシクリカル資本バッファー (※)	0 ~ 2.5%		

(※) 普通株式等 Tier 1 又はその他の完全に損失吸収力のある資本 (出所) 金融庁資料等を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

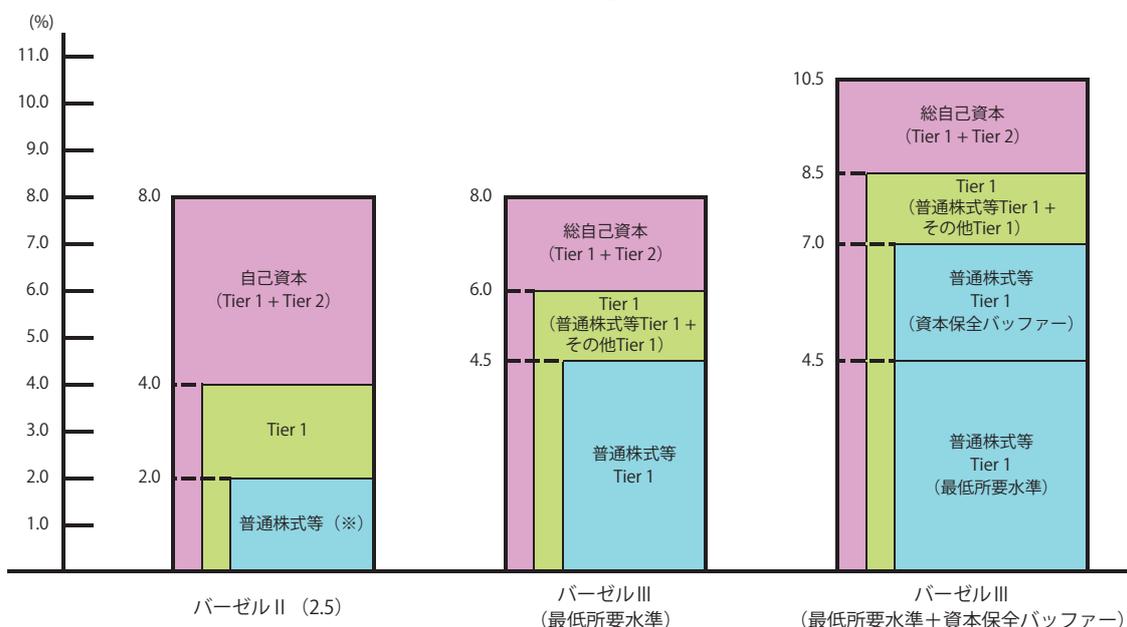
このほか、G-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）には、その破綻がもたらす金融システムへの影響力の大きさを考慮して、普通株式等 Tier 1 の上乘せとして、G-SIBs サーチージ(1.0～2.5%)の積み上げが求められます。

2 バーゼルⅡ (2.5) との比較

それでは、バーゼルⅢにおける自己資本の水準は、従来からどのように引き上げられているのでしょうか。

これを簡易的に示したのが、[図表2](#)です。

図表2 バーゼルⅢ：バーゼルⅡ (2.5) との比較（自己資本の水準）



(注1) カウンターシクリカル資本バッファとG-SIBsサーチージは考慮していない

(注2) 「総自己資本」という表現は、バーゼルⅢによって導入されている

(※) 普通株式転換権付優先株式を含む

(出所) 金融庁資料等を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

このように、バーゼルⅢの最低所要水準とバーゼルⅡ (2.5) とを比較した場合、「8%」という総自己資本の最低水準に変更はありません。しかし、その内訳や、資本保全バッファ等の上乗せを考慮して比較した場合、水準の引き上げが見てとれるでしょう。

以上

次回 (第11回) は、[資本保全バッファの内容](#)を解説します。